

回				
覧				

明日(12/3)団体交渉開催

12月一時金、更なる前進回答を求めます！

拡大窓口交渉(11/29)の報告

機構、「所要の調整」で組合員層の負担軽減を提案

12月期一時金について、労組は機構との交渉を続けた結果、「所要の調整」において組合員層に係る負担軽減措置を提案してきました。明日(12/3)予定されている団体交渉では、更なる前進回答を要求し交渉を行います。

独法見直し基本法案に反対する声明 特殊法人労連が発表

特殊法人労連は11月26日、行政刷新会議の「基本方針」に反対する声明を発表しました。内容は、自公政権時代からの一連の「行政改革・民営化」路線を進め、今回の「基本方針」を踏まえ「改革の第二段階として・・・独立行政法人の制度・組織の見直しの検討」を進めることとしており、組織そのものの見直しがこれから進められようとしています。特殊法人労連は、各方面と連帯し「基本方針」の問題点を明らかにし、公的事業を守り、雇用と労働条件を守るために奮闘すると発表しました。

原子力機構に係わる「事務・事業」及び「資産・運営等」の見直しは裏面参照

国民の安全・暮らしを切り捨てる「独法見直し基本方針」に抗議する(声明)

2010年11月26日

特殊法人労連幹事会

1 本日、政府の行政刷新会議(議長・菅直人首相)は、「独立行政法人の事務事業見直しの基本方針」を決定し、104ある全ての独法に対して「事業の縮小・変更」と実施時期を盛り込んだ工程表を示した。これは独法の「民営化・解体」へ導こうとするものであり、特殊法人労連は国民の安全・安心と暮らしの安定を壊す「基本方針」に強く抗議するものである。

2 行政刷新会議は閣議決定による設置であり、「基本方針」を導き出した事業仕分けは法的拘束力を持たないことは周知の事実である。片や独法は、憲法の理念に基づき、経済の発展や基本的人権を国が保障する施策を実際に行う法人として歴史と実績を持ち、個別の設立法にはそれぞれその事業の理念と重要性が規定されている。法律によらない仕分け結果が法律に基づく事業を簡単に「廃止・民間移行」等と決めつけて良いわけがない。

同時に、事業仕分けのやり方についても、原則、「1事業1時間」の時間帯の中で行われたため、「消化不足」が指摘されていたものである。今回の「基本方針」は、このような課

題を包含する事業仕分け結果を、無批判的に、かつ、機械的に列挙したものであることを指摘するものである。

3 特殊法人労連は、もともと事業仕分けは国民生活と地方経済を疲弊させ、貧困と格差を広げた構造改革路線から生まれた手法だと批判してきた。効率優先で社会保障や公共事業、研究・芸術分野の事業を縮小・廃止することに反対してきた。

(略)

また、国民生活センターの見直しや水資源機構の施設管理業務の民間委託拡大等も、国民の安全・安心を揺るがせるのではないかと懸念するものである。国立病院の再編や運営費交付金の縮減等も国民から批判が起るだろう。大学入試センターの独立採算は受験生の利用料に跳ね返り、自己収入の拡大も利用者負担を増やすことになる等、諸問題を含んだ「基本方針」である。

4 菅内閣は、行政刷新会議の「基本方針」を閣議決定するとしているが、国民生活に密着した事業の廃止・民間移行について、国民的な議論がされたとはとても言えない。事業仕分けの判定に対して、各府省から事業見直し案が提示されたものの、水面下で折衝が続けられ情報が公開されず、国の予算の「可視化」だと宣伝してきた仕分けのやり方とは大きく異なっている。重要な独法事業の見直しに、国民的議論を避けるようでは、誰のための改革なのか、疑問は大きい。

5 事業の廃止・縮小・民間移行等は、組織そのものの存続・再編に直結し、雇用への影響も危惧せざるを得ない。先に、独法雇用・能力開発機構廃止法案において、職員の労働契約を除く条項が含まれたこと等を問題にして特殊法人労連はこれに反対してきた。

国による事業の廃止である以上、国が雇用に責任を持つのは当然である。独法の多くの労働者は労働三法の適用対象であり、解雇には「整理解雇の4要件」をはじめ、高度に合理的理由が必要である。国民の暮らしを守る事業を国民の理解もないまま、廃止・民間移行し、職員を解雇するようなことがあってはならない。

人件費等労働条件に関することも見直し対象として挙げられているが、非特定独立行政法人では労働条件は労使で決定できるものであり、独法通則法第63条で規定されている。行政刷新会議が総人件費を厳しく見直したり、給与水準を「国家公務員と同等」となるよう求めることは行き過ぎであり、具体的に本給や管理職手当、現給保障の削減等を指摘することは介入とも言える。

特殊法人労連は、「基本方針」に反対し、公的事業と雇用・労働条件を守るために全力を挙げるものである。

以上

12月6日(月)中央委員会を開催します。

と き：12月6日(月)18時30分から

と ころ：原科研・研究1棟・第5会議室

議 題：2010年度賃金改定と12月一時金について、その他

中央委員の方は準備をお願い致します。

文部科学省	日本原子力研究開発機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。 また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。 もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えるとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。
02 高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発			
03 核融合研究開発		23年度中に実施	
04 量子ビーム応用研究			
05 原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度から実施	
06 廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業			
07 システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。
09 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
12 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。